

●パブリックコメントを受けての変更点について

《地域公共交通計画》

該当頁	変更前	変更後								
P1	1 佐世保市及び佐々町（佐世保地域）の概況 1 段落目最後の行 「～に達し、同年 4 月に村から一足とびに市政を施行した。」	（追記） 「～に達し、同年 4 月に村から一足とびに市政を施行した。<u>一方、佐々町は、古くは佐々村、市瀬村が明治 22（1889）年 4 月に合併して佐々村となり大正から昭和にかけての炭鉱全盛期には、人口が 2 倍に膨れ上がるほどの勢いで急速に発展し、昭和 16（1941）年 1 月には町制を施工した。」</u>								
P22	「(2) コミュニティバス・デマンドタクシーの課題」の記載中	（追記） <u>「【佐々町での取組】</u> <u>佐々町においては、高齢者や要介護者認定者、心身障害者（児）を対象として、下記の事業を実施している。」</u> <table><tr><th>事業名</th><th>概 要</th></tr><tr><td><u>高齢者外出支援タクシー利用助成事業</u></td><td><u>75歳以上の高齢者を対象に、1か月8枚、1年間に96枚を限度としたタクシー利用券を交付し、1,000円を上限として乗車金額の半額を助成</u></td></tr><tr><td><u>要介護認定者等外出支援タクシー助成事業</u></td><td><u>要支援・要介護認定者（要支援 1～要介護 5）を対象に、1 か月 8 枚、1 年間に 96 枚を限度としたタクシー利用券を交付し、1,000 円を上限として乗車金額の半額を助成</u></td></tr><tr><td><u>心身障害者（児）福祉タクシー助成事業</u></td><td><u>身体障害者（1・2 級かつ車椅子常用者）、視覚障害者（1・2 級）、腎臓機能障害者（通院による人工透析患者）、知的障害者（療育手帳 A1・A2）を対象に、1 か月 8 枚、1 年間に 96 枚を限度としたタクシー利用券を交付し、1,000 円を上限として乗車金額の半額を助成（通院による人工透析患者は 1 か月 16 枚、1 年間に 192 枚）</u></td></tr></table>	事業名	概 要	<u>高齢者外出支援タクシー利用助成事業</u>	<u>75歳以上の高齢者を対象に、1か月8枚、1年間に96枚を限度としたタクシー利用券を交付し、1,000円を上限として乗車金額の半額を助成</u>	<u>要介護認定者等外出支援タクシー助成事業</u>	<u>要支援・要介護認定者（要支援 1～要介護 5）を対象に、1 か月 8 枚、1 年間に 96 枚を限度としたタクシー利用券を交付し、1,000 円を上限として乗車金額の半額を助成</u>	<u>心身障害者（児）福祉タクシー助成事業</u>	<u>身体障害者（1・2 級かつ車椅子常用者）、視覚障害者（1・2 級）、腎臓機能障害者（通院による人工透析患者）、知的障害者（療育手帳 A1・A2）を対象に、1 か月 8 枚、1 年間に 96 枚を限度としたタクシー利用券を交付し、1,000 円を上限として乗車金額の半額を助成（通院による人工透析患者は 1 か月 16 枚、1 年間に 192 枚）</u>
事業名	概 要									
<u>高齢者外出支援タクシー利用助成事業</u>	<u>75歳以上の高齢者を対象に、1か月8枚、1年間に96枚を限度としたタクシー利用券を交付し、1,000円を上限として乗車金額の半額を助成</u>									
<u>要介護認定者等外出支援タクシー助成事業</u>	<u>要支援・要介護認定者（要支援 1～要介護 5）を対象に、1 か月 8 枚、1 年間に 96 枚を限度としたタクシー利用券を交付し、1,000 円を上限として乗車金額の半額を助成</u>									
<u>心身障害者（児）福祉タクシー助成事業</u>	<u>身体障害者（1・2 級かつ車椅子常用者）、視覚障害者（1・2 級）、腎臓機能障害者（通院による人工透析患者）、知的障害者（療育手帳 A1・A2）を対象に、1 か月 8 枚、1 年間に 96 枚を限度としたタクシー利用券を交付し、1,000 円を上限として乗車金額の半額を助成（通院による人工透析患者は 1 か月 16 枚、1 年間に 192 枚）</u>									
P35										

P37

(2) 事業の内容等

事業概要①「基幹交通」を担うバスネットワーク再編による効率化・ICカード機能を活用したサービスの充実

目的・ねらい（3行目）

「併せて、鉄道・バスの結節点における乗継利便性・アクセス利便性の向上を図る。」

事業概要③ 需給バランスを適正化する観点からのバスサービスの見直し

事業概要の表

区間	基準停留所	方面	本数		
			R5.4.1	R11	R16
佐々～皆瀬～大野	大野変電所	大野方面	56	52	50

P44

事業概要⑨ パークアンドライド施設の整備・充実

実施概要（2行目）

「鉄道駅（早岐・日宇・左石等）の周辺開発等に合せ、鉄道駅や主要バス停留所までの自家用車移動の利便性を高めるため、…」

P78

4. その他

「■夜間交通マップ」

(追記)

「併せて、バスの乗継ダイヤの調整をはじめ、鉄道・バスの結節点における乗継利便性・アクセス利便性の向上を図る。」

(修正)

区間	基準停留所	方面	本数		
			実績値	将来需要推計に基づく予測値	
			R5.4.1	R11	R16
佐々～皆瀬～大野	大野変電所	大野方面	56	52	50

(追記)

「鉄道駅（早岐・日宇・左石等）の周辺開発等に合せ、鉄道駅や主要バス停留所までの自家用車等（バイク、自転車含む）移動の利便性を高めるため、…」

(追記)

「■夜間交通マップ」

参考：市内中心部におけるバス・鉄道・タクシーによる夜間移動手段のイメージ」

《地域公共交通利便増進実施計画》

該当 頁	変更前	変更後
P11	iv 口木線：バス路線図 バス路線図及び区域運行型予約制乗合タクシー運行区域	(修正) 「TAOYA 西海橋」の区間は廃止のため、路線図及び区域運行型予約制乗合タクシー運行区域の表記を修正。(青色→赤色)

※軽微な修正（誤字脱字等）は除く

※パブリックコメント以外にも、法定計画としての考え方との整合性、行政の内部手続きとの関係などを踏まえ、計画の方向性（内容）には影響を及ぼさない範囲で、技術的な調整・修正を行っております。ご了承ください。